

平成 26 年 9 月 19 日

まち・ひと・しごと創生会議運営要領

まち・ひと・しごと創生会議（以下「会議」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 会議において配布された資料は、原則として、公表する。
2. 会議終了後、原則として、議長の指名する者が記者会見を行い、議事内容を説明するものとする。
3. 会議の議事要旨を公表する。ただし、議長が特に必要と認めるときは、議事要旨の全部又は一部を公表しないものとすることができる。
4. この運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議で決定する。